

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第19号

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

墨田区介護保険条例（平成12年墨田区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改め、同項第1号及び第2号中「23,760円」を「2万4,312円」に改め、同項第3号中「35,640円」を「3万6,468円」に改め、同項第4号中「47,520円」を「4万8,624円」に改め、同項第5号から第7号までを次のように改める。

次のいずれかに該当する者 5万3,486円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

次のいずれかに該当する者 6万780円

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

次のいずれかに該当する者 7万2,936円

ア 合計所得金額が350万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

第10条第1項に次の4号を加える。

次のいずれかに該当する者 7万7,798円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

次のいずれかに該当する者 8万2,660円

ア 合計所得金額が750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

次のいずれかに該当する者 8万7,523円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（ に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

前各号のいずれにも該当しない者 9万2,385円

第10条第2項及び第3項を削る。

第14条第3項中「。以下同じ」を削り、「第5号ロ又は第6号ロ」を「第10条第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イ」に、「同項第

1号から第6号」を「令第39条第1項第1号から第4号まで及び第10条第5号から第10号」に改める。

第15条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する」及び「（以下「合計所得金額」という。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成20年度までの保険料率については、なお従前の例による。

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、この条例による改正後の墨田区介護保険条例（以下「新条例」という。）第10条の規定にかかわらず、3万8,899円とする。

4 平成21年度から平成23年度までにおける保険料率は、新条例第10条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

新条例第10条第1号に掲げる者 2万3,760円

新条例第10条第2号に掲げる者 2万3,760円

新条例第10条第3号に掲げる者 3万5,640円

新条例第10条第4号に掲げる者 4万7,520円

新条例第10条第5号に掲げる者 5万2,272円

新条例第10条第6号に掲げる者 5万9,400円

新条例第10条第7号に掲げる者 7万1,280円

新条例第10条第8号に掲げる者 7万6,032円

新条例第10条第9号に掲げる者 8万784円

新条例第10条第10号に掲げる者 8万5,536円

新条例第10条第11号に掲げる者 9万288円

令附則第11条第1項及び第2項に規定する者 3万8,016円

(賦課期日後に令附則第11条第2項に該当するに至った第1号被保険者の取扱い)

- 5 保険料の賦課期日(介護保険法(平成9年法律第123号)第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。)後に令附則第11条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第2項に規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。
- 6 前項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。